

釐金稅

下等地は百二十畝を以て一戸地と定め、每一戸地より三石六斗を定額として納めしむ。此制は、土地の情況に因りて、稍異同あり。納稅期は毎年一回、十月より起るを普通とする。

商人に對しては、釐金稅（即ち關稅）の外、敢て稅を課すること無きも、此の釐金稅こそ、彼等の最も苦痛とする所の苛稅なれ。即ち内地の貨物運送稅にて、商品の通過に課するもの、而も各省共に之が徵稅局の設け無きは無し。故に貨物を送ること遠く、局を経ること多きときは、其の稅金のみにて、原價の數倍に上る場合ありと云ふ其の課稅率は毎局原價の二分五厘を以て標準とする。

元來清國に於ては、稅金の多寡は兎に角、徵稅の方法區々にして、收稅吏亦往々不正の行爲を敢てする爲め、弊害隨て百出し、小民は勿論資產家も其の煩はしきに苦み產を破る者少からずと云ふ。但し職工には課稅なし。

新疆省の歲入總額は銀十四萬五千四百十六兩二錢四分九厘四毛、糧二十九萬三千八百十三石四斗五升四合五勺にして、歲入は歲出を償ふ能はざるが爲め、國庫は毎年銀二百四十萬兩を補助しつゝ在り。